

各医療機関等 開設者 殿

奈良県福祉医療部医療政策局  
地域医療連携課  
薬務課

## 令和5年度奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金の給付について

奈良県では、光熱費等の高騰の影響を受けた医療機関等に対し、医療提供の負担を軽減し、県民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、医療機関等を対象に給付金を給付します。

つきましては、同封の「奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金給付要綱」等をご確認頂き、給付を希望される場合は、申請及び請求をしてください。

## 1. 給付金の給付対象者及び額

給付対象者	給付金の額
保険医療機関である病院及び有床診療所	許可病床数×35,000円
保険医療機関である無床診療所	35,000円
保険薬局	
助産所	
介護保険法第41条第1項又は第53条第1項の指定を受けた訪問看護事業所（同法第71条第1項又は第115条の11により指定があったとみなされる事業所を除く。）	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条の規定により届出し、療養費の受領委任の取扱いの承諾又は登録を受けた施術所	

## 2. 申請及び請求の期限

令和5年11月10日（金）まで（期限厳守）

## 3. 申請及び請求の方法

奈良県電子自治体共同運営システム電子申請サービス（e-古都なら）により、申請及び請求をしてください。手続きは、給付対象ごとに必要です。

手順は、同封の「e-古都ならによる奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金給付申請及び請求手順」をご確認ください。

## 4. 同封書類

- ・令和5年度奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金給付申請兼請求用利用者ID及びパスワード
- ・奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金給付要綱
- ・e-古都ならによる奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金給付申請及び請求手順